

令和5年生駒市農業委員会4回定例会会議録

会議主管課 農業委員会事務局

会議開催日時 令和5年4月13日(木)午後2時00分

会議開催場所 市役所 大会議室

出席者 議長 10番 中本 真人

農業委員会委員

1番 辻 英雄	2番 山本 利昭
3番 中井 啓二	4番 西口 まゆり
5番 池田 憲央	6番 北村 由子
7番 中谷 佳津代	8番 山田 義美
9番 染岡 政明	

農地利用最適化推進委員

平尾 正隆	松尾 克巳
北本 光美	中尾 正人
井山 茂	奥野 通孝
高枝 敏治	

説明者 事務局 局長 植島 秀史 補佐 吉岡 浩

主幹 有山 清隆 主査 田所 智

農林課 農林係長 坂田 真哉

傍聴者 0名

議事次第

審議事項

1. 農地法第3条第1項の規定による許可承認について
2. 農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について
3. 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について

報告事項

1. 農地法第3条の3の規定による受理通知について
2. 農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について
3. 農地法第18条第6項の規定による受理通知について
4. 農地法施行規則第29条第1号による届出について

5. 農地の転用事実に関する照会について

6. 農地転用完了報告について

その他

配布資料

- 本日の定例会議の「議案」及び位置図
- 農業経営改善計画書・農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想(抜粋)
- 農業通信 27 号
- 農政なら
- 令和 4 年度農地中間管理事業推進農地利用最適化研修会に係る録画動画の案内
- さつまいも苗の植付について

○補佐 出席者数による会議の成立を確認

傍聴人 0 名

生駒市農業委員会会議規則第 7 条の規定により中本真人議長に議事進行を依頼

○議長 開会宣言

議事録署名委員の指名

1 番 辻 委員、2 番 山本 委員、3 番 中井 委員

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の説明を事務局に依頼

○主幹 〔議案読み上げ〕

農地法第3条第1項は、農地の所有権移転や、賃貸借・使用貸借などの権利設定を行う場合、農業委員会の許可が必要であることから、申請が出てきたものである。

No.1～3の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(1)で、国道旧168号線の奈良交通お松の宮バス停より北に約150mに位置する南田原町地内の農地3筆

申請理由について

譲渡人は父親より相続した農地を所有しているものの、現在は横浜市在住であり、多くの農地を近隣の方にお手伝いしてもらいながら維持してこられた。

譲受人は本農地の目の前にお住まいであり、多くの農地を耕作されている。なおこの農地では、水稻と季節野菜を作付けする予定で他に迷惑が掛からないように現状と変わらない形で耕作される予定である。

要件について

耕作に必要な農機具等については知人より借受けて耕作されており、また、農地取得の下限面積要件については、4月以降撤廃となっている。

現地調査について

今月6日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、これらの申請については、農地法第3条2項の許可要件は満たしており、許可相当と考えられる。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第1号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 譲受人は道路を挟んだ前の土地に住まわれており、維持管理も容易で問題ないと思われる。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

〔「なし」の声あり〕

○議長 異議の確認

〔「異議なし」の声あり〕

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可承認について」の承認を宣言

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の説明を事務局に依頼

○主幹 〔議案読み上げ〕

本申請は、所有権の移転や賃借権・使用借権の設定のある農地転用のうち、市街化調整区域の転用については奈良県知事の許可が必要なことから、申請ができてきたものである。

No.1の申請地の位置について

別紙位置図の地図番号(2)で、南田原公民館より北西に約250mのところにある南田原町地内の農地1筆

申請理由について

譲渡人は、本農地の南東に約300mのところにお住まいで、多くの農地を所有しているものの営農・維持管理が難しく、できる限り農地の管理面積を少なくしようとしており、今回の対象農地も隣接地の方、今回の譲受人に管理をお願いしており、この度の売買の話が出てきた。

一方譲受人は、寝屋川市で造園土木業を営まれており、経営拡大により現在隣接地で所有する資材置場が手狭となり、新たに本農地を所有権移転し、青空資材置場として転用することになった次第である。

次に立地基準による判断については、生駒市内の農地は、全て農用地区域外の農地であり、また、住宅、事業用施設、公共施設または公益施設が連たんしている地域に近接する区域で、おおむね10ha未満の区域内であることから、第2種農地に該当する。

申請にあたっては、汚水はなく、申請地の1496番の雨水については、自然浸透と所有する西側資材置場の方向へ少し傾斜を付ける事とし、また北側には枕を設置し法面に水が流れ込まないような形状にする。東側・南側農地へはフェンスの基礎をブロック積として設置する事により、雨水等が隣地に流れ込まないような工事を行う事としている。また地元水利組合の同意が添付されていることから、周辺農地への影響等についても問題はない。

現地調査について

今月6日に会長をはじめとする農業委員6名、担当農地利用最適化推進委員と事務局で現地調査を行っている。

以上のことから、本案件については奈良県知事に進達することが相当であると考えられる。なお、転用面積が300㎡以上であることから、奈良県知事に進達する前に、奈良県農業会議への意見照会を経る必要がある。

以上、審議をお願いしたい。

○議長 議案第2号について地元推進委員へ補足説明を依頼

○委員 譲受人の経営する会社の隣接地となっており、資材置き場として立地条件も良く問題ないと思われる。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]

○議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」の承認を宣言
奈良県知事へ進達を依頼する。なお転用面積が300㎡以上であるため進達前に奈良県農業会議へ意見照会を行う。

議案第3号「農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」の説明を事務局及び農林係長へ依頼

○主幹 [議案読み上げ]

本申請については、農業経営基盤強化促進法第12条の規定により、生駒市内で農業経営を営んでいる農業者から、この者が作成した農業経営改善計画が適当であるかどうかの認定を生駒市から受けるため、同計画の提出があったものであり、生駒市が、農業経営基盤強化促進法の基本要綱の規定により、当農業委員会に意見照会があったため、議案としてあげている次第である。

○農林係長 市町村から農業経営改善計画が適当であるとの認定を受けた農業者を、認定農業者と言うが、この認定農業者になれば、『農業経営基盤強化資金』いわゆる『スーパーL資金』を長期低利で融資が受けられるなど、さまざまな支援制度を受けられるものである。言い換えれば、さまざまな支援制度が受けられる認定農業者になるためには、農業者自身が作成した農業経営改善計画が適当であるとの認定を生駒市から受ける必要があるため、申請がでてきたものである。

当該申請者は、大阪市内で花屋を経営されており、平成27年3月に上町の農地を約5,000㎡借受け新規就農者となり、小菊の栽培を始められ、平成29年には約900㎡、令和元年にはさらに約1,000㎡の農地も借り受け、現在は、高山町と上町に約6,900㎡の農地を耕作されている。小菊に加え、ケイトウや葉牡丹等を栽培され経営拡大をされてきたが、ここ最近では小菊のみの栽培となっている。今後も生産効率の向上を行うために育苗ハウスを建て、効率の良い農業経営を行い、さらなる経営拡大を狙っておられる次第である。

生駒市の農林課で審査する項目については、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の3番目に将来10年後に概ね2,000時間を目標にすることと、360万円の年間農業所得を目標にすることが主な審査項目となっている。認定申請書では10年後に490万円の所得、

3,000時間の労働時間という形で申請が出ていたため書類上の審査としては農林課から農業委員会へ提出をした次第である。

以上、審議をお願いしたい。

- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 委員 女性農業委員の会で平群の小菊の生産の見学に行き、前回の農業通信で小菊の生産量の目安を記載しているの、それを参考に見ていたのだが、平群は団地でやっているの、生産性が高いと思うが、10アールあたりで50,000本が目安になっている。今回は50アールで80,000本だから、平群だと単純に5倍にして250,000本はできる計算になるので、だいぶ少ないように思う。労働時間についても参考にしてたのが、10アールあたり579時間とあるので、今回の50アールでいくと2895時間ですんでいるようである。批判をしているわけではないが、もっと生産性向上についての勉強をしないといけないと思う。平群まで行けば勉強する場所はたくさんあるわけなので、学びつつされた方がいいと思う。そうでなければ令和10年の年間所得490万は難しいのではないかと思う。
- 農林係長 本人から聞き取りを行った結果だが、10年後の70アールで280,000本という数字は県が持っている資料の数字をそのまま当てはめただけである。現状の50アールで80,000本というのは、実際作付けされている場所は水がほとんどないような農地で広い土地を借りているが、生産量はこれだけしかないという状況である。冷蔵庫もお持ちではないので花が開いてしまったものは販売するか破棄するかという方法しか現状はない。認定を受けて融資を受け、ハウスを建てたり、ポンプや冷蔵庫を買うなどの設備投資をして計画的な栽培をすると10年後には70アールで280,000本という計画になるという見込みである。
- 委員 目標の時間は現状よりも減っているが、減っている分については農業用機械等の取得によって時間を短縮して、収入を上げることができる見込みということなのか。
- 農林係長 その通りである。
- 委員 現状は花を栽培するにあたって水が少ないということだが、今後業務拡大を考えると水の条件のいいところを探すということになると思う。もしなければ市の上水道は料金がかかるのであまり使えないと思うので、井戸を掘って用水を確保することになると思うが、予算によってはかなり負担になってくるが、その分は加味されているのか。
- 農林係長 本人からの聞き取りによると20万円くらいでポンプを買うと聞いている。
- 委員 水は？
- 農林係長 井戸はまた別で掘る予定である。上町と高山両方に農地を借りているが、上町の方が特に水の状態がよくないということなので、また農地バンクなどを通じて高山の方で土地を探しているという話も聞いている。
- 委員 水を確保するということは、常時流れているようなところが近いところであればいいが、水利権の問題もあるので自分で井戸を掘るのが手っ取り早いと思う。相当費用が掛かると思うがその点も考えていかないといけない。
- 農林係長 ポンプを買うということまでは聞き取りをしていたが井戸のことまでは聞き取りしていなかつ

た。

- 委員 常時流れている水を汲み上げるならポンプでいいが、条件が絞られてくると思う。少し考えが甘いように思う。候補地はもうあるのか。
- 農林係長 候補地はまだない。
- 委員 なかなか難しいのではないかと思う。候補地があつてからの計画になるのではないのか。
- 農林係長 本人とまた話を詰めていきたいと思う。
- 委員 みなさん農業をされていて細かいところが気になるようですが、基本に戻って農業経営改善計画とは一般的にどういうものなのかと、基盤強化促進法及び基本構想に基づく審査が終わっているのかをお尋ねしたい。
- 局長 認定農業者になるためには各市町村の定めている農業基盤経営の強化促進に関する基本的な構想の内容について出されている計画が、これに適合しているかどうかを審査していく。これで合致している場合は認定していき、先ほど申したように融資などを受けられるというメリットがあるために認定農業者になる。井戸とハウスも計画しているので、その資金を調達するために認定を取りたいという意向で聞いている。
- 議長 目標としている時間などが、労働時間3,000時間で主たる従事者が一人で年間2,000時間ということは、差額は雇用されるということか。審査した内容で、雇用などはどこに書いてあるのか。
- 農林係長 経営の構成に書いてある。現在はお父さんとご本人と二人でされているが、10年後はお父さんはかなり高齢になっていると思うので、今経営されている花屋の従業員の方がお手伝いいただけると聞いている。
- 議長 生駒市の農業基盤経営の強化促進による基本的な構想の項目に合致しているということは、聞き取りで審査は終わっているということか。
- 農林係長 その通りです。
- 議長 あまりこのような事例がなく、農業委員にとっても勉強の機会でもあるのでこのような項目が決められていると確認していきたいと思う。
- 農林係長 農業委員会以外にも奈良県農業協同組合の北部農業振興事務所と平群の椿井営農センターの3か所にこの書類についての審査をお願いしている。
- 議長 異議の確認
[「異議なし」の声あり]
- 議長 議案第3号「農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について」の承認をすることとし、生駒市長に対しては「問題なし」と回答する。

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

報告第4号「農地法施行規則第29条第1号による届出について」

報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」

報告第6号「農地転用完了報告について」

を、事務局に一括して説明を依頼

報告第1号「農地法第3条の3の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この届出は、許可が不要な権利取得、主なものとして相続、時効取得だが、そのような事由による権利の移動があった場合、本条に基づく届出を義務づけることにより、農業委員会が権利の移動を知り、その機会を捉えて、農地の適正かつ効率的な利用のための措置を講ずることができるようにするためのものである。

No.1～9については、相続により所有権、No.10については、相続により賃借権、No.11～33については、相続により所有権、No.34～35については、相続により賃借権を取得された農地について届出されたものである。

報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

本報告は、農地法第5条第1項第7号に基づき、市街化区域内農地の転用について、提出されたもので、権利の設定、移転が伴う農地転用である。

No.1については地図番号(3)で、生駒台小学校の北東約150mのところにある小明町地内の農地であり、宅地を目的として、農地転用の届出がされたものである。

No.2については地図番号(4)で、第2阪奈道路の壱分ICの南約300mのところにある有里町地内の農地であり、青空資材置場を目的として、農地転用の届出がされたものである。

No.3～4については地図番号(5)で、近鉄奈良線東生駒駅の南約500mのところにある東生駒1丁目地内の農地であり、青空資材置場を目的として、農地転用の届出がされたものである。

報告第3号「農地法第18条第6項の規定による受理通知について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

本報告は、過去に交わされていた農地の賃貸借契約が、双方合意の上、解約されたという通知を受け、受理したことを報告しているものである。

報告第4号「農地法施行規則第29条第1号による届出について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、農地法第4条第1項第9号及び農地法施行規則第29条第1号の規定により、農業者が、自己の耕作の事業のための農業用施設を目的とする200㎡未満の農地転用の場合、許可は不要であるが、農業委員会に対して届出を出すように指導をしているため、本届出がで

てきたものである。

本届出地については、地図番号(6)で、奈良交通庄田バス停の北約70mのところの位置する高山町地内の農地であり、農業用駐車場を目的として農地転用の届出がされたものである。
報告第5号「農地の転用事実に関する照会について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告は、現況、農地性が無いものを他の地目に変更するため、法務局に地目変更申請がなされた場合、法務局から農業委員会に照会があった事案である。

No.1、2、4、6、8、9は以前転用の届出がなされていたが、地目変更登記の手続きをしていなかったため、今般手続されたものである。

No.3は概ね半分は雑種地だったが、農地として利用されていた部分も概ね半分あったため、このような回答をした。

No.5、7は20年以上前から宅地化した農地である。

報告第6号「農地転用完了報告について」

○主査〔報告読み上げ〕

概要説明

この報告については、市街化調整区域の転用申請があり、奈良県知事による許可後、転用者から工事の完了報告があったことの報告をしている。

○議長 意見・質問について出席委員へ確認

○委員 報告第3号の東菜畑2丁目の案件だが、それぞれの持分を全て足しても252にならないのは何故か。

○主査 残りの持分は賃借人が持っており、賃借人を含む6人の共有である。賃借人が全て耕作するという事で5人と賃貸借契約を結ばれたが、今般解約したということで今回報告している。

○委員 報告第4号についてだが、場所を確認に行ったが123㎡と、かなり広い面積になるが許可を出すことはできるのか。

○主幹 200㎡以下の場合は市の方で届出を出せる。この方は寝屋川から機械を全てトラックで運んで来られてそれを下ろす位置も必要だし、家族も来られるので駐車スペースが必要になる。

○委員 200㎡以下であれば許可を出せるということは、法的に決められているのか。

○主査 農地法第4条第1項第9号と農地法施行規則第29条第1項にその旨が規定されている。

○委員 200㎡と書いてあるのか。

○主査 書いてある。

○委員 今回は1,507㎡のうちの123㎡で200㎡以下に合致していると思うが、もし200㎡ほどの農地に農業用駐車場をしようと思ったらどうなるのか。この場合はどれくらいの面積の駐車場ができるのか。たとえば、農地の5分の1ならいいとか、そういう表し方はないのか。

○主査 面積に関しては停める台数などにより本人が止めるスペースがどれくらい必要なかを判断して、この届出を出されるものである。先ほどの話にもあったが、登記面積が200㎡で駐車場が必

要だという事であれば、今回のように一部転用ということならば、規則第29条の届出で手続きは可能である。

- 補佐 まず今回の場合は農地法第4条第1項第9号の規定に基づき、自己の農業用施設を建てる場合は200㎡未満であれば農地法の許可は不要ということになっている。具体的なことはこの施行規則に書いてあり法令上は今回のケースは許可申請も届出もいらぬということに、法令上はなっている。あくまで自己用の農業用施設、今回は農業用駐車場である。たとえば農業用倉庫を建てる場合でも農地転用の手続きは不要である。ただ、その場合は手続きがなければ農業委員会が知ることができないため今回の申請を出していただいた。駐車場だが、今回のように隣に農地があるから駐車場にする場合と、自宅があり自宅に農業用の軽トラなどを置くスペースがないという場合に規則第29条の届出を出す場合がある。
- 委員 200㎡以下であれば農業施設等の届出は必要がないという事だが、中に基礎を入れて農機具小屋などの建物を建ててもいいのか。
- 補佐 農業施設ということであればこの届出だけで農地法についてはいける。ただ、調整区域で建物を建てる場合は農家証明や建築確認などの手続きは別途必要になってくる。
- 委員 前委員の方に話を聞いたりしている中で農地をされている人で小屋を建てたり、駐車場が欲しいという話を聞くが、自分の車を止める範囲内であればいいと説明していた。だが、今ご説明をいただいて根底から崩れてしまった。場所を見てきたが、今回の場所はかなり広く、それを許可できるのであれば極端な話だが、一反の田があり、そこに車を止めたいという話があれば、埋められても何の届出も必要なしに、私たちに聞かれても「いいですよ、200㎡以下であれば届出もなにもいりませんから、車をとめる場所を作ってください」と言ってもいいのか。今までは「車1台分なら」と答えていたので、「200㎡以下であればできるじゃないか」と言われる立場になってしまう。
- 補佐 あくまで200㎡以下というのは農地法の許可申請が不要な面積である。ただ、農業委員会に申請する場合は必要最小限という縛りはある。そのために図面などをつけていただき、どこに何を置くのかなどを書いて提出していただいている。200㎡までなら好きなように転用できるというものではない。
- 委員 今回は申請者の善意で届出を出してくれたが、許可も届出もいらぬのであれば今後きちんと引継ぎをしていかないと、新しい委員さんたちが混乱してしまうと思う。例えば、200㎡の土地で180㎡を駐車場にして残りの20㎡になにか野菜などを植えていけばそれでいいのか。明確な答えはできないのかもしれないが、そこが気になる。
- 補佐 200㎡というのは許可がいらぬという基準だけを法令上書いている面積のことであり、あくまで自己用の農業施設として必要な範囲だけが転用できるということである。許可が不要なので農業委員会に届出しなくても自由にできる。この法律と政令と施行規則などでは農業委員会に届出する義務はないが、ただ、委員さんも事務局も書類を何とか出してもらわないと、何をやっているのかわからないため農業委員会としては申請者の方に対して手続きをしてくださいとお願いをして、今回この申請が出てきたものである。
- 委員 考え方のまとめとして、この場所に車を止め駐車場にしたいと私たちに確認に来られた場合に、

今現在耕作をされていて問題がないと判断した場合、200㎡以下の場合は届出を出さなくても駐車場という形で転用していただいても返事はしてもいいのか。ただし、みなさんにも把握してもらうために届出をできれば出してくださいと。その時に役所に行って申請を出すのは面倒くさいと拒否された場合は仕方がないという事でいいのか。私たちが見て、相談者が全く知らない人の場合は拒否せざるを得ないと思うが、3年間やってきた中で車を止めるのにどうしたらいいのかと何度か聞かれたことがある。その際には、自分の車を止める範囲だけのものをしてもらったら、暗黙の了解でやっていると話をしてしたが、今回根底から崩れてしまった。

- 補佐 車1台分くらいだったら、農地に置くところがあれば置いてもらえたらと思う。ただ、今回のようなケースは農業委員会としては届を出してくださいと言っているので、委員さんにもできるだけ届を出すよう指導はしていただきたい。指導しても従わない場合は、法令では違反していないので違反転用という手続きはできない。ただ、組織のスタンスとしては規則第29条の届出は出してほしい。そうでないと農家台帳も変更できないし、高山では改良区の決裁金のことも出てくるのでよろしくお願ひしたい。
- 議長 面積的には妥当だと思うし、農地から変更する面積が増えてしまうと農地としての役割を為せないで、市役所への届出はやってもらうように指導してほしい。今まで委員さんがやっていたことを全てしなくてもいいということではなくて、そういう形で届出をしてもらい事務局の指導をうけてもらいたい。
- 委員 北倭地区においては土地改良区の決裁金の問題がでてくるので、必ず特定しないといけなと思う。法律的な規定はないとのことだが、そういう指導はされないのか。
- 補佐 届出に際しては改良区の意見書を添付するよう指導している。委員会が終わったら議案書は土地改良区へ提出している。
- 委員 税金の話になるが、宅地並み課税というか地目が変更しているということにはならないのか。
- 補佐 市の課税課にも議案書を提出している。これをどうしていくのかについては課税課の判断になる。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
[「なし」の声あり]
- 議長 「農地集積集約に係る情報交換」について事務局に依頼
- 主幹 先月もあったが、生駒市長より「生産緑地の取得の斡旋について」の依頼文が届いている。4月6日付けにて生産緑地法第10条の規定により買取申出があった。なお記載のとおり、該当者があった場合は、3カ月以内に所有権移転が必要となるため、3条許可申請を今月4月中に申請していただく形となる。前回同様流れとしては、3条許可申請書を4月中に不備なく提出していただき、5月定例会に審議・承認許可、6月2日と6月6日までに所有権移転登記となる。2、4ページには、場所・面積・買取希望価格。3、6ページには、位置図が添付されている。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 議長 「その他」について事務局に依頼
- 主幹 農業通信について説明
4月18日付けにて発行し、同日、各農家区長へ郵送する予定である。

- 主幹 令和4年度農地中間管理事業推進農地利用最適化研修会に係る録画動画について説明
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 委員 今年度の予定表を以前いただいたが、私事で申し訳ないが月曜日、火曜日は仕事に行っており、月曜日はなんとか休みを取るよう調整しているのだが、7月11日の火曜日、最後の委員会の日は変更していただくのは可能なのか。それから、6月6日の火曜日だがもし現地調査に参加しないといけない場合は、委員会までに単独で調査に行くことを許していただきたい。
- 補佐 定例会の日程だが、会議室の予約を取るのが困難なので調整してみるがどうなるかはわからない。調査については担当の農業委員さんもいるため、調整してみる。
- 委員 農地法第3条の農地取得の下限面積要件について3点説明することがあるが、もっと詳しい説明はないのか。最後は農業委員会で判断すると書いてあるが、農地を取得する時にまず申請するのか。
- 補佐 これ以上のものが国から送られてきていない。ただ、申請に際しては事務局にまず相談していただきその中で慎重に審査したうえで受理し、それから委員会にかけたいと思う。
- 局長 農業委員会当初に委員会のマニュアルのようなカラーの本があったと思うが、その中に要件が書いてありその部分のイラスト共に書いてあるため、また確認しておいてほしい。
- 議長 意見・質問について出席委員へ確認
- 議長 次回の日程についての説明を事務局に依頼
- 補佐 次回の日程について
- 定例会 令和5年5月11日(木)午後2時 コミセン 402~404 会議室
- 現地調査 令和5年5月8日(月)
- 5月2日(火)までに同行いただく委員に連絡する。
- 議長 閉会宣言
- 午後3時23分閉会

農業委員会等に関する法律第27条の規定により、令和5年生駒市農業委員会第4回定例会の議事録を作成し、ここに署名する。

議席番号 1 番

議席番号 2 番

議席番号 3 番
